

生産行程管理業務規程

作成日：平成 27 年 6 月 1 日

更新日：令和 7 年 5 月 28 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒395-0817) 長野県飯田市東 281 番地

(ナガノケンイイダシカナエヒガシカナエ 281 バンチ)

名称（フリガナ）：みなみ信州農業協同組合

(ミナミシンシュウノウギョウキョウドウクミアイ)

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 中村 彰

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-mis.iijan.or.jp/>

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第 5 類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：果実加工品類（干柿）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：市田柿（イチダガキ）、ICHIDA GAKI、ICHIDA KAKI

4 明細書の変更

みなみ信州農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 確認体制

ア 原料について

みなみ信州農業協同組合は、原料柿の生産業者に次の書類を作成・提出させ、毎年 1 回、原則として収穫前である 10 月下旬に、その記載内容を確認することにより、明細書の適合性を確認する。

① かき栽培日誌

イ 加工工程について

みなみ信州農業協同組合は、原料柿の干柿への加工業者（原料柿の干柿への加工行為により、農林水産物等に特性を付与し、または農林水産物等の特性を保持するために行われる行為を業として行う者をいい、以下「干柿への加工業者」という。なお、「市田柿」の加工においては、原料柿の生産業者が干柿への加工業者であることがあるものとする。以下同じ）に次の書類を作成・提出させ、毎年 1 回、原則として最終製品の出荷前に、その記載内容を確認することにより、明細書の適合性を確認する。

① 市田柿加工履歴

(2) 原料の品種の確認

「かき栽培日誌」には、使用品種を記載する。みなみ信州農業協同組合は、原料柿の生産業者に当該日誌を提出させ、その記載内容を確認することにより、当該生産業者が品種「市田柿」を使用しているか否かを確認する。

(3) 原料の生産地の確認

「かき栽培日誌」には、園地を記載する。みなみ信州農業協同組合は、原料柿の生産業者に当該日誌を提出させ、その記載内容を確認することにより、栽培の各行程が長野県飯田市、長野県下伊那郡および長野県上伊那郡のうち飯島町ならびに中川村内で行われているか否かを確認する。

(4) 原料の栽培方法の確認

みなみ信州農業協同組合は、原料柿の生産業者に「かき栽培日誌」を提出させ、その記載内容を確認することにより、栽培方法を遵守しているか否かを確認する。

(5) 加工地および衛生管理の確認

ア みなみ信州農業協同組合は、毎年1回、原則として加工開始前である10月下旬に、その職員1名以上に、加工施設を巡回確認させる。

イ 当該巡回確認により、加工の各工程が長野県飯田市、長野県下伊那郡および長野県上伊那郡のうち飯島町ならびに中川村内で行われているか否かを確認する。

ウ 当該巡回確認の際、「市田柿加工施設衛生管理チェック表」により、衛生管理を確認する。

(6) 加工方法の確認

みなみ信州農業協同組合は、干柿への加工業者に「市田柿加工履歴」を提出させ、その記載内容を確認することにより、加工方法を遵守しているか否かを確認する。

(7) 出荷規格および最終製品の確認

ア 干柿への加工業者がパッケージまでしたものの確認は、みなみ信州農業協同組合の総合集荷センター（長野県下伊那郡豊丘村大字河野 7811 番地）およびみなみ信州農業協同組合が指定する確認施設において行う。みなみ信州農業協同組合が認定する専門選果員（以下、「GI 検査員（市田柿）」という）が、当該施設に出向いて選果状況を確認し、出荷規格ごとの出荷量を記録することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

イ 干柿への加工業者がパッケージしていないものの確認は、みなみ信州農業協同組合の市田柿工房（長野県下伊那郡高森町下市田 2478 番地 2）およびみなみ信州農業協同組合が指定する確認施設において行う。GI 検査員（市田柿）が、当該施設に出向いて選果状況を確認し、出荷規格ごとの出荷量を記録することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

ウ アおよびイの確認施設の指定は、原則として加工開始前である10月下旬に行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 原料の品種・生産地・栽培方法について

ア みなみ信州農業協同組合は、原料の栽培方法について、毎年1回以上、原料柿の

生産業者を対象とした指導会を開催し、集団指導を行う。

イ みなみ信州農業協同組合は、原料について、品種、生産地および栽培方法に従った生産が行われていない場合には、原料柿の生産業者に対し、警告を発し是正を求める。

ウ 警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、みなみ信州農業協同組合は、当該生産業者について、次の表の左欄に掲げる区分に従い同表の右欄に掲げる措置をとることができる。

区分	措置
品種または生産地	「市田柿」としての収穫・加工または出荷の禁止
栽培方法のうち防除に関するもの	「市田柿」としての収穫・加工または出荷の禁止
栽培方法のうち防除に関しないもの	指導会への出席の義務付け

(2) 加工地・衛生管理・加工方法について

ア みなみ信州農業協同組合は、加工方法および出荷規格について、毎年1回以上、干柿への加工業者を対象とした指導会を開催し、集団指導を行う。

イ みなみ信州農業協同組合は、加工地、衛生管理および加工方法に従った加工が行われていない場合には、干柿への加工業者に対し、警告を発し是正を求める。

ウ 警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、みなみ信州農業協同組合は、当該加工業者について、次の表の左欄に掲げる区分に従い同表の右欄に掲げる措置をとることができる。

区分	措置
加工地	「市田柿」としての加工または出荷の禁止
衛生管理（1回目）	評価の程度により、改善指導または再巡回
衛生管理（2回目）	評価の程度により、改善指導または再巡回
衛生管理（3回目）	「市田柿」としての加工または出荷の禁止
加工方法	指導会への出席の義務付け

(3) 出荷規格および最終製品について

ア みなみ信州農業協同組合は、出荷規格に従った出荷が行われていない場合には、干柿への加工業者に対し、「改善指示書」により改善指示をすることができる。

イ アに関わらず、みなみ信州農業協同組合は、出荷規格を満たさない干柿、または最終製品としての形態が異なる干柿については、地理的表示である「市田柿」および登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ）を付した状態で出荷させない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 地理的表示等の使用の確認

- ア GI 検査員（市田柿）は、前記 5（7）の最終製品の確認の際に、品種・生産地・栽培方法・加工地・衛生管理・加工方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている干柿についてのみに、地理的表示である「市田柿」および登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ）が使用されているかを確認する。
- イ GI 検査員（市田柿）は、前記 5（7）の最終製品の確認の際に、地理的表示である「市田柿」および登録標章を使用している者およびこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用の段ボール）についても確認する。

(2) 地理的表示等の不正使用の確認

GI 検査員（市田柿）は、前記 5（7）の最終製品の確認の際に、下記干柿があるか否かを確認する。

- ① 品種・生産地・栽培の方法・加工地・衛生管理・加工方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない干柿であるにもかかわらず、地理的表示である「市田柿」および登録標章が使用されている干柿
- ② 地理的表示である「市田柿」のみが使用されている干柿
- ③ 登録標章のみが使用されている干柿
- ④ 地理的表示である「市田柿」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている干柿

8 地理的表示等の使用の指導

- ア 前記 5（7）の最終製品の確認の際に、下記に該当する場合は、みなみ信州農業協同組合は、干柿への加工業者に対し、警告を発し是正を求める。
- イ 警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、みなみ信州農業協同組合は、当該加工業者について、改善されるまで出荷を停止することができる。
- ① 品種・生産地・栽培方法・加工地・衛生管理・加工方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない干柿であるにもかかわらず、地理的表示である「市田柿」および登録標章を使用した場合
 - ② 地理的表示である「市田柿」のみを使用している場合
 - ③ 登録標章のみを使用している場合
 - ④ 地理的表示である「市田柿」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 生産行程管理業務の第三者への委託

みなみ信州農業協同組合は、前記 5 から 8 の生産行程管理業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

10 実績報告書の作成等

みなみ信州農業協同組合は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 年度として、年度終了後 2 カ月以内に下記書類を作成し、農林水産大臣に提出する。

